２　整備法の施行前に経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定により厚生労働大臣がした同項第四号に掲げる事業に係る指定は、整備法の施行後は、国土交通大臣がした指定とみなす。

（省令の効力に関する経過措置）

第十七条　整備法の施行前に環境影響評価法の規定により発せられた河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川に関するダムの新築並びに堰（せき）の新築及び改築の事業に係る厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令は、整備法の施行後は、環境影響評価法の規定により発せられた農林水産省・経済産業省・国土交通省令としての効力を有するものとする。

２　整備法の施行前に民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の規定により発せられた厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令は、整備法の施行後は、これらの規定により発せられた農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令としての効力を有するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条中水道法施行令第五条の改正規定（同条第一項第六号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める部分を除く。）及び同令第七条の改正規定（同条第一項第四号中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める部分を除く。）は、令和七年四月一日から施行する。

（薬事・食品衛生審議会への意見の聴取に関する経過措置）

第二条　この政令の施行前に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第五十六条、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第百十六条第四項及び第百二十条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十三条第三項、第二十五条第三項及び第三十三条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十八条並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第四十六条第五項の規定に基づき薬事・食品衛生審議会に対して行われた意見の聴取は、この政令の施行後は、薬事審議会に対して行われたものとみなす。

（日本下水道事業団法施行令の一部改正）

第三条　日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「下水道部下水道企画課」を「上下水道企画課」に改める。

（国立研究開発法人土木研究所法第十二条第五号の建設工事を定める政令の一部改正）

第四条　国立研究開発法人土木研究所法第十二条第五号の建設工事を定める政令（平成十二年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「第九号から第十一号まで及び第十六号」を「第十号から第十二号まで及び第十七号」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

特定多目的ダム法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三号

特定多目的ダム法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第三十二条第一項、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四十八条及び独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定多目的ダム法施行令の一部改正）

第一条　特定多目的ダム法施行令（昭和三十二年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に、「通知しようとする」を「通知する」に、「見込み」を「見込み」に、「行い、」を「これを行い、同項の規定により」に、「周知させようとする」を「周知させる」に改め、「ところにより」の下に「、流水の放流に係る多目的ダムの名称及び位置その他の国土交通省令で定める事項について」を、「行う」の下に「とともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供する」を加える。

（河川法施行令の一部改正）

第二条　河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「者は」の下に「、ダムの操作に関し」を加え、「、関係都道府県知事」を「関係都道府県知事」に、「行ない、」を「これを行い、同条の規定により」に、「周知させようとする」を「周知させる」に改め、「ところにより」の下に「、その操作を行うダムの名称及び位置その他の国土交通省令で定める事項について」を加え、「行なう」を「行うとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供する」に改める。

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正）

第三条　独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「機構は」の下に「、水資源開発施設又は愛知豊川用水施設（以下この条において「水資源開発施設等」という。）の操作に関し」を加え、「水資源開発施設又は愛知豊川用水施設」を「水資源開発施設等」に、「行い」を「これを行い」に、「周知させようとする」を「周知させる」に、「主務大臣の」を「農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で」に改め、「ところにより」の下に「、その操作を行う水資源開発施設等の名称及び位置その他の農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項について」を、「行う」の下に「とともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供する」を加える。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄